

(別記様式)

外部研修実施機関届出書

令和2年5月18日

兵庫県知事 殿

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒930-0018

富山市千歳町一丁目4番1号

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名 一般社団法人 富山県薬業連合会

会 長 中 井 敏 郎



「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」(平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号)に基づき、2020年度に実施する外部研修の概要を下記のとおり届け出ます。

記

外部研修 実施機関	名 称	一般社団法人 富山県薬業連合会
	所在地	〒930-0018 富山市千歳町一丁目4番1号
研修実施 責任者	氏 名	高田 吉弘
	電話番号	076-432-2765
研修実績	令和元年度 5回、平成30年度 5回、平成29年度 5回	
研修の専門性・客観性・公正性の確保 の方法	富山県薬業連合会研修運営委員会(消費者代表、教育・学識経験者等の委員12名)を設置し、年1回以上開催し、研修内容や実施方法、運営方針等について、検討、協議している。	
研修実施方法、実績等の情報の公開	(公開内容) 研修実施計画(研修概要、研修日程等)、研修申込要領、 研修カリキュラム(内容、講師、時間)、研修受講料 (公開方法) 配置販売業者への通知、窓口での開示	
研修の形式	座学研修 12 時間 (年間 5回開催) 座学・通信講座 12 時間 (年間 5回開催) (座学・通信講座の方法) 受講者の希望により、座学(12時間)あるいは座学(6時間)	



	通信講座【研修レポート(1時間当たり6課題とし、44課題以上)のいずれかを選択	
研修の内容	(内容) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 人体の働きと医薬品 主な一般用医薬品とその作用 薬事に関する法規と制度 一般用医薬品の適正使用と安全対策 リスク区分等の変更があった医薬品 登録販売者として求められる理念、倫理等 (教材) 配置販売従事者研修テキスト(一般社団法人 全国配置薬協会)、講師作成資料	
研修の実施頻度	5回/年	
研修の修了認定の方法	研修評価を行い、正答率が7割以上	
研修実施情報の記録・保存	(保存方法) 紙ベースで保存(受講者名簿は電子データで保存) (保存期間) 6年間	
研修に関する 問い合わせ先	部署等	富山県薬業連合会 研修センター
	電話番号	076-431-7306
	電子メールアドレス	info@toyama-kusuri.jp
ホームページアドレス	https://www.toyama-kusuri.jp/ja/	
備考		

※添付書類確認欄

(インターネットにより一般に閲覧が可能な場合は、ホームページアドレスを記載すること。)

外部研修実施要領	別紙1のとおり
カリキュラム	別紙2, 3のとおり
研修講師の所属、氏名及び略歴	別紙4のとおり

※記入上の注意

- ・欄が不足する場合は別紙とすること。
- ・本様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。

(一社) 富山県薬業連合会・登録販売者等に対する外部研修実施要領

1 目的

この実施要領は、一般用医薬品販売業者から委託を受けて実施する「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令に規定される一般用医薬品販売業の従事者（登録販売者等）に対する研修」について必要な事項を定めるものとする。また、平成24年3月26日付け薬食総発0326号第2号厚生労働省医薬食品局総務課長通知「登録販売者の資質向上のための外部研修に関するガイドライン」に準拠するものとする。

2 研修の対象者

研修の受講対象者は一般用医薬品販売業に従事する登録販売者等とする。ただし、一般従事者も受講可とする。また新規従事者については、あらかじめ別途富山県薬業連合会（以下、「薬連」という。）が行う普通課程（新規従事者）の研修を受講後、専門家（薬剤師又は登録販売者）の同行により1～2週間の実地研修を受講するものとする。

なお、研修等を委託する一般用医薬品販売業者は、別紙1の登録販売者等に対する外部研修委託申請書・受講申込書を提出するものとする。

3 研修科目及び研修時間数

別紙2に掲げる研修科目及び時間とする。

4 研修の実施方法

全配協が作成した「配置販売従事者研修テキスト」、その他研修講師が用いる資料等を教材とし、講義（集合研修）形式で研修を実施する。ただし、別紙3①、3②の講義形式と通信講座の組み合わせ研修を選択することも可能とする。

5 研修の実施場所

富山県薬業連合会・研修センター（富山市千歳町1-4-20）とする。ただし、受講者数により、別会場で行うこともある。

6 研修実施機関

登録販売者等の資質向上のため、研修の専門性・客観性・公正性を確保する。

7 研修の客観性の確保

研修の客観性を確保するため、教育・学術等の関係者及び消費者等の参画する研修運営委員会を設置し、研修等の運営、形式、内容、時間数、修了証の交付等について検討し、この実施要領を定めるとともに富山県厚生部くすり政策課の指導を受けるものとする。

また、研修の講師は、実施する研修内容に関する専門的な技術・知識を有するものとする。

8 研修の透明性の確保

研修の透明性を確保するため、実施方法、日程、実績、研修修了者等の情報をホームページで公表するとともに、当該研修の受講を希望する者は原則としてすべて受講できることとする。

9 研修等修了証の交付

受講者の受講状況を確認し、試験などにより受講者の評価を行い、別紙4の研修修了証を交付する。研修受講者の氏名、研修内容、研修修了の有無等を記録、6年保存する。

修了証の交付を受けた者は研修修了証を携帯するものとする。

研修を委託した一般用医薬品販売業者は、受講対象者が研修を受けたことを修了証等で確認し、その旨を記録・保存することとする。

10 研修の届出と受講の促進等

実施する研修の概要について、あらかじめ富山県厚生部くすり政策課に届け出る。

なお、届出の際には、外部研修機関の自主点検表及び研修運営委員会委員名簿も併せて提出する。

そして富山県医薬品配置協議会及び薬連の会員外の配置販売業者に対して、当該研修の受講を指導されるよう依頼するものとする。

また、研修等の終了後、受講者氏名を、富山県厚生部くすり政策課に届け出るものとする。

登録販売者研修の講義(座学)研修内容

【研修日程:: 1日6時間×2日間】

	研修科目	講義の 時間数	備考
1 日 目	登録販売者等として求められる理念・倫理について	0.5	
	第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識について (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	1	
	第3章 主な一般用医薬品とその作用について(Ⅰ 精神 神経、Ⅱ 呼吸器官に作用する薬、Ⅵ 婦人薬、Ⅶ アレル ギー用薬)	1.5	
	第4章 薬事に関する法規(関連法規も含む)と制度等に ついて及びリスク区分等の変更があった医薬品	2	
	第5章 医薬品の適正使用と安全対策、情報提供につい て	1	
2 日 目	第2章 人体の働きと医薬品について(Ⅰ 人体の構造と 働き)	1	
	第2章 人体の働きと医薬品について(Ⅱ 薬の働く仕組 み、Ⅲ 症状からみた主な副作用)	1	
	第3章 主な一般用医薬品とその作用について(Ⅴ 排泄 に関わる部位に作用する薬、Ⅷ 鼻炎用点鼻薬、Ⅸ 眼科 用薬、Ⅹ 皮膚に用いる薬、Ⅺ 歯・口中に用いる薬)	1	
	第3章 主な一般用医薬品とその作用について(Ⅲ・Ⅳ胃 腸・心臓・血液に作用する薬、ⅩⅢ 滋養強壮保健薬、Ⅹ Ⅳ 漢方処方製剤・生薬製剤、ⅩⅦ 医薬品・食品の相互 作用・飲み合わせなど)	1.5	
	研修評価 (試験・レポート提出) 座学の場合は、「配置販売従事者研修テキスト」及び各 講師から配布された資料に基づき、各講師から、1問以 上の出題とする(計8問以上)	1.5	
	計	12	

登録販売者研修の組み合わせ研修(座学・通信講座)の実施内容

1 研修の時間配分

基本的な研修時間数として、講義(座学)形式と通信講座の研修時間数は各6時間、講義(座学)形式の研修日数は1日間とする。

2 研修の内容

厚生労働省医薬食品局総務課長通知の研修内容に基づく研修科目について、全配協が作成した「全国統一研修テキスト」(配置販売従事者研修テキスト)及び研修講師が用いる資料を教材として実施する。

3 通信講座の実施内容

(1) 実施内容

支援センターが作成した研修科目に応じた通信講座課題(「研修課題レポート」)について、「全国統一研修テキスト」(配置販売従事者研修テキスト)及び研修講師が用いる資料を用い、該当科目を自学自習し、レポートを作成し、支援センターへ送付する。

(2) 課題内容

「研修課題レポート」は、自習時間1時間当たり6課題とし、6時間の36題と各講師の出題した8題以上で合計44課題以上とする。

(3) 実施方法

- ・各受講者は作成したレポートを「支援センター」へ提出する。
- ・「支援センター」は、レポートの確認、評価を行う。

4 レポートの評価

通信講座の研修評価結果が7割未満の科目については、「支援センター」が当該科目のレポートの再提出を指示するものとする。

登録販売者研修の組み合わせ研修内容

【研修日程：座学（1日6時間）＋通信講座（研修レポート44課題以上）】

	研修科目	講義の時間数	備考
1 日 目	登録販売者等として求められる理念、倫理について	0.5	
	第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識について（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）	1	
	第3章 主な一般用医薬品とその作用について（Ⅰ精神神経、Ⅱ呼吸器官に作用する薬、Ⅵ婦人薬、Ⅶアレルギー用薬）	1.5	
	第4章 薬事に関する法規（関連法規も含む）と制度等について及びリスク区分等の変更があった医薬品	2	
	第5章 医薬品の適正使用と安全対策、情報提供について	1	

※ 通信講座の問題は、各講師からの8問以上に加え、2日目の、第2章人体の働きと医薬品について、第3章 主な医薬品のその作用について（Ⅲ～Ⅴ、Ⅷ～ⅩⅥ）の36題、計44題以上を解答する。

一般社団法人 富山県薬業連合会 研修センター講師名簿
(2020年度)

氏名	所属	経歴等
石上 英一	調剤薬局	薬剤師、元共栄製薬(株)
金 木 潤	ユースキン製薬(株)	薬剤師、元富山県職員
川崎 春雄		薬剤師、元第一薬品(株)
中屋 一博	富山国際大学客員教授	富山県医薬品配置協議会
西野 治身	日本通運(株)富山支店	薬剤師、元富山県職員
林 利 光		薬剤師、元富山大学教授
府和 隆子	城南薬局	薬剤師、元テイカ製薬(株)
松澤 孝信	(株)日立物流中部富山営業所	薬剤師、元富山県職員
吉田 裕一		薬剤師、元(株)池田模範堂
村上 守一		薬剤師、元富山県職員
高田 吉弘	(一社)富山県薬業連合会	薬剤師、元富山県職員

外部研修実施機関の自主点検表(2019年度)

点検年月日

令和 2 年 3 月 31 日

点検者氏名

高田 吉弘

確認項目	点検
1 外部研修の実施機関	
研修の専門性・客観性・公正性を確保している。	✓
登録販売者の職能に応じた相当の研修実績を有している。	✓
2 外部研修の実施体制	
(1)客観性の確保(次の者の参画を求めている) ※	
①教育、②学術経験者、③消費者等	✓
②学術関係者	✓
③消費者等	✓
(2)実施要領を定めている	
①企画・運営	✓
②実施形式	✓
③内容	✓
④時間数	✓
⑤修了証の交付	✓
(3)専門性の確保	
研修の講師は、研修の講師は、専門的な技術・知識を有している	✓
(4)公正性の確保(次の情報を公表すること等により透明性を確保している)	
研修の実施方法	✓
実績等	✓
(5)自治体への届出	
実施する研修の概要を届け出ている	✓
研修の実施方法、実績等の情報も提供することが可能である	✓
3 外部研修の形式	
(1)講義(集合研修)形式を基本としたカリキュラムを12時間以上組んである	✓
(2)遠隔講座・通信講座を行う場合、講義(集合研修)の時間数を超えていない	✓
4 外部研修の内容	
必要な教材を用意し、研修の内容に①から⑦が含まれている	
① 医薬品に共通する特性と基本的な知識	✓
② 人体の働きと医薬品	✓
③ 主な一般用医薬品とその作用	✓
④ 薬事に関する法規と制度	✓
⑤ 一般用医薬品の適正使用と安全対策	✓
⑥ リスク区分等の変更があった医薬品	✓
⑦ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等	✓
5 外部研修の実施頻度	
毎年、定期的かつ継続的に行われている	✓
6 外部研修の修了認定及び修了証の交付	
研修参加者の研修修了にあたり、次のことを実施している	
① 研修参加者の研修内容の修得の確認(例 テスト等)	✓
② 研修参加者に修了証を交付	✓
③ 修了認定(適切に行うこと)	✓
④ 研修参加者の氏名、研修内容等を適切に記録・保存	✓

富薬連発第 200054 号
令和 2 年 5 月 18 日

各都道府県薬務主管課長 様

一般社団法人富山県薬業連合会長
会 長 中 井 敏 郎
(公 印 省 略)

登録販売者に対する外部研修実施機関の届出等について

このことについて、平成 29 年 8 月 24 日付け薬生総発 0824 第 1 号の厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「登録販売者に対する研修の実施について」に基づき、外部研修実施機関の届出書及び自主点検結果を別添のとおり、送付します。

なお、登録販売者への研修は、年間 5 回開催することとしておりますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催回数が減少する可能性がありますので、ご承知おき願います。

(事務担当 高田 TEL076-432-2765)

